

(改正後全文)

事 務 連 絡

平成 13 年 9 月 19 日

都道府県介護保険主管課 殿

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護給付費請求書等の保管について

介護給付費の請求方法については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）に基づき、伝送、磁気媒体及び紙により事業者から請求されているが、これら（以下「介護給付費請求書等」という。）の保管に関する基本的な考え方について次のとおり整理したので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険団体連合会への周知についても、よろしくお願いします。

1. 介護報酬の請求等の消滅時効について

① 介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9 割分（介護保険法第 49 条の 2 又は第 59 条の 2 が適用される場合にあっては、8 割分））は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第 200 条第 1 項の規定により 2 年。

〈参考〉

・介護保険法第 200 条第 1 項

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

② 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年。

〈参考〉

・地方自治法第 236 条第 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

③ 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

〈参考〉

・地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

④ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

2. 介護給付費請求書等の保管期限

保管期限については保険者の判断によるが、1. を踏まえれば最長5年間保管することが望ましいと考えられる。

3. 保管場所等に関する考え方

介護給付費請求書等については、本来、保険給付の支払に最終的な責任を有する保険者が保管することが基本と考えられる。

ただし、保険者に送ることが困難な伝送及び磁気媒体による介護給付費請求書等については、当分の間、国民健康保険団体連合会においては保管することはやむを得ないものと考えられる。なお、この場合における保管方法としては、審査支払処理のために格納したデータを保管することとし、磁気媒体については支払終了後、データの漏洩を防止するためデータ抹消等の措置を講じた上で廃棄すべ

きである。

また、紙による介護給付費請求書等について、現在、保険者に送付している国民健康保険団体連合会と自ら保管している国民健康保険団体連合会とがあると承知しているが、後者の場合であって、保険者にて保管することが困難であるときには、保険者と国民健康保険団体連合会とで協議し、保管場所を決定することは差し支えないものである。

事務連絡
平成12年8月9日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生省老人保健福祉局介護保険課
計画課
振興課
老人保健課

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について

介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅サービス等に係る消費税の取扱については、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）及び介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第262号）等により、消費税法（昭和63年法律第108号）及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）等の関係法令が改正され、平成12年4月1日より施行されているところであるが、種々問合わせがあることから、その内容について下記のとおりお示しすることとしたので、内容を御知知の上、貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたたい。

記

1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲

(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41①）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「痴呆対応型共同生活

介護」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。

ただし、これらの介護保険サービスの一環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき提供されるサービス（3.(3)ウ①～⑦）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

消費税が非課税となる施設サービスの範囲は、以下のとおりである。

イ 指定介護老人福祉施設に入所する要介護被保険者（介護保険法施行法第13条第3項により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者を含む。）に対して行われる指定介護福祉施設サービス（介護保険法48①一）

ロ 介護老人保健施設に入所する要介護被保険者に対して行われる介護保健施設サービス（介護保険法48①二）

ハ 介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護被保険者に対して行われる指定介護療養施設サービス（介護保険法48①三）

ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3.(3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。

(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。

イ 特別居宅介護サービス費（介護保険法42）の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス

ロ 特別施設介護サービス費（介護保険法49）の支給に係る施設サービス

ハ 居宅支援サービス費（介護保険法53）の支給に係る訪問介護等（痴呆対応型共同生活介護（介護保険法7⑮）を除く。）

ニ 特別居宅支援サービス費（介護保険法54）の支給に係る訪問介護等（痴

果対応型共同生活介護（介護保険法 7 ⑮）を除く。）又はこれに相当するサービス

ホ 居宅介護サービス計画費（介護保険法 46）又は居宅支援サービス計画費（介護保険法 58）の支給に係る居宅介護支援

ヘ 特例居宅介護サービス計画費（介護保険法 47）又は特例居宅支援サービス計画費（介護保険法 59）の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス

ト 市町村特別給付（介護保険法 62）として行われる資産の譲渡等のうち訪問介護等に類するものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものとして、要介護者等に対してその者の居宅において食事を提供する事業（平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 126 号）

チ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第 15 条の 2 第 2 項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス）及び施設介護

（注）チに掲げる介護扶助のための居宅介護には、次に掲げるサービスが含まれる（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 190 号）。

① 介護保険法第 42 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 54 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス

② 生活保護法第 15 条の 2 第 3 項に規定する居宅介護支援計画を作成するサービス

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等（3. (3) ウ①～⑩）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. 1. に該当しない介護保険サービスについて

次に掲げる介護保険サービスは、消費税が非課税となる介護保険サービス（1. に掲げる介護保険サービス等）に該当しないものであるから留意されたい。

(1) 介護保険法第 7 条第 17 項に規定する「福祉用具貸与」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる福祉用具貸与を含む。）

（注）当該福祉用具が、身体障害者用物品（平成 3 年 6 月 7 日厚生省告示第 130 号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、

身体障害者用物品の貸付として非課税となる。

(2) 介護保険法第 40 条第 3 号又は第 52 条第 3 号に掲げる「居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入」及び同法第 40 条第 4 号又は第 52 条第 4 号に掲げる「居宅介護（支援）住宅改修費の支給に係る住宅改修」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる居宅介護福祉用具購入及び居宅介護住宅改修を含む。）

（注）居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入については、当該福祉用具が身体障害者用物品に該当する場合には、身体障害者用物品の譲渡として非課税となる。

3. その他留意事項

(1) 「（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」について
消費税法及び消費税法施行令に規定する「（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」とは、介護保険法の規定に基づき、保険者から要介護被保険者等（介護保険法第 62 条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）に対して、支給される（特例）居宅介護（支援）サービス費に対応するサービスに限定するものではなく、非課税となる居宅サービスの種類を介護保険法に規定する居宅サービスとして特定する規定である。したがって、介護保険法第 43 条又は第 55 条に規定する居宅介護（支援）サービス費支給限度額を超えて提供される居宅サービスのうち、（特例）居宅介護（支援）サービス費が支給されないサービスであっても、要介護被保険者等に対して提供される居宅サービスについては、非課税となるものであることに留意されたい。

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

（特例）居宅介護（支援）サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体（3. ウに掲げる費用を除く。）が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い
ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用（食料料費やおむつ代等）については、消費税法及び消費税法施行令に規定する（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険

者等の選定に係るサービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

なお、具体的な取扱いは以下のとおりである。

(注) 日常生活に要する費用の範囲については、これまでも平成12年3月30日老企第54号及び同3月31日のその他の日常生活費に係るQ&Aにおいてお示ししているところであるが、今後必要に応じて適宜Q&A等において必要な情報を提供していくので、遺漏のないようにされたい。

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第182条第3項第2号及び第3号に掲げるおむつ代、その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ (特例) 居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、(特例) 居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

① 訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについては、基準省令第20条第3項、第66条第3項及び第78条第3項に規定する交通費

② 訪問入浴介護については、基準省令第48条第3項第1号に規定する交通費及び同項第2号に掲げる特別な浴槽水等の提供に係る費用

③ 居宅療養管理指導については、基準省令第87条第3項に規定する交通費

④ 通所介護及び通所リハビリテーションについては、基準省令第96条第3項第1号及び同令第119条の規定により準用される同令第96条第3項第1号に掲げる送迎費

⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑦ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第182条第3項第1号に掲げる費用

⑧ 居宅介護支援については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第10条第2項に規定する

交通費

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- （注）利用者の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることに留意されたい。
- （参照）料金でなく、費用とするのは、たとえば $30000円 \times 特別食の場合、(30000円 - 基本食費サービス費2120円) \times 1.05$ の計算であって、 $(30000 - 760) \times 1.05$ でないため。

(4) 福祉用具貸与等に係る費用の取扱い

非課税とならない福祉用具貸与、福祉用具購入及び住宅改修に係る保険給付は、その要した費用について行われるものであることから、消費税相当分を含む費用の総額が保険給付の対象となる。

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者（入院患者）の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における委託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1.に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

(6) その他

- ① 医療保険各法、老人保健法の対象となる療養若しくは医療及び社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等に係る消費税の取扱いは従前どおりであり、それぞれ消費税税法別表第一第六号、第七号口及びハ及び第十号に基づく法令の定めるところによる。
- ② 特定施設入所者生活介護及び福祉用具については、平成12年2月28日老振第13号、第14号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知において、具体的な取扱いを示しているのので参照されたい。
- ③ 市町村が指定居宅介護支援事業者等に認定調査を委託する場合に、指定居宅介護支援事業者等が市町村より収受する委託料は消費税の課税対象となるものであること。
- ④ 被保険者の主治医が、要介護認定等における主治医意見書記載に係る対価として市町村より収受する費用（主治の医師がなく、主訴等もない被保険者に係る医師の意見書記載に係る対価（初診料相当分及び検査を必要とする場合の検査費用）を含む。）については、消費税の課税対象となるものであること。

改 正 後	改 正 前
1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲 (1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41④）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 (略) (2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ (略) ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>入所者、入居者及び入院患者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供</u>（3. (3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。 (3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。	1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲 (1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41④）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 (略) (2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ (略) ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>利用者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供</u>（3. (3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。 (3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。

- 1 -

平成17年9月8日

各都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について

平素より厚生労働行政について格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、成立いたしました改正介護保険法の内容のうち、居住費・食費の見直し
の關係につきましては、17年10月1日から施行されることが法律において
定められております。

今回、この改正に伴い、「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」
(平成12年8月9日事務連絡)についても別添のとおり改正いたしますので、
内容を御了知の上、貴都道府県内市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、
関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしく
お願いいたします。

照会先
厚生労働省健康局総務課
企画法令係 石井 和孝
(電話番号)
03 (5253) 1111 (代表)
内線 3909
03 (3591) 0954 (直通)

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費 (介護保険法53) の支給に係る訪問介護等 (認知症対応型共同生活介護 (介護保険法7⑨) を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費 (介護保険法54) の支給に係る訪問介護等 (認知症対応型共同生活介護 (介護保険法7⑨) を除く。)

ホ・ト (略)

チ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に基づく介護扶助のための居宅介護 (同法第15条の2第2項 (介護扶助) に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス) 及び施設介護 (略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者、入所者、入居者及び入院患者 (以下「利用者等」という。) の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等 (3. (3)ウ①～⑩) については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例) 居宅介護 (支援) サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体 (3. (3)ウに掲げる費用を除く。) が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用 (食事の提供に要する費用やおむつ代等) については、消費税法及び消費税法施行令に規定する (特例) 居宅介護 (支援) サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービス費に含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサ

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費 (介護保険法53) の支給に係る訪問介護等 (痴呆対応型共同生活介護 (介護保険法7⑨) を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費 (介護保険法54) の支給に係る訪問介護等 (痴呆対応型共同生活介護 (介護保険法7⑨) を除く。)

ホ・ト (略)

チ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に基づく介護扶助のための居宅介護 (同法第15条の2第2項 (介護扶助) に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス) 及び施設介護 (略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等 (3. (3)ウ①～⑩) については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例) 居宅介護 (支援) サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体 (3. ⑤に掲げる費用を除く。) が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用 (食材料費やおむつ代等) については、消費税法及び消費税法施行令に規定する (特例) 居宅介護 (支援) サービス費の支給に係る施設サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービス費に含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサービスについては、

- 2 -

サービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。) 第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに基準省令第140条の6第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの又は同令第145条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに第155条の5第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 認知症対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号) 第9条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第41条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて

非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。) 第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号) 第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが

供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④（略）

- ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号並びに同令第140条の6第3項第3号から第5号に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎費

- ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第3号から第5号並びに同令第155条の5第3項第3号から第5号に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎費

⑦・⑧（略）

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号並びに同令第41条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供

適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④（略）

- ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

- ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑦・⑧（略）

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

- 4 -

- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供

- ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な病室の提供及び特別な食事の提供

（注）利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

（略）

（4）（略）

- （5）介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

- ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

（注）利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

（略）

（4）（略）

- （5）介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者（入院患者）の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

- 5 -

55